

岡山県公報

発行

岡山県



目 次

【告 示】

- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定居宅サービス事業者等の指定
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 指定介護老人福祉施設の指定
- 指定介護老人福祉施設の指定の辞退
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 土地改良事業の施行認可
- 海区漁場計画及び当該海区漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間
- 児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査の実施

担当課（室）

指導監査課

- 国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

情報管理課

交通規制課

目 次

【警察本部】

- 国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規程の一部改正

（以上県例規集登載）
 情報管理課

II

（県例規集登載）

建築指導課

都市計画課

水産課
耕地課

II

II

障害福祉課

- 岡山県公安委員会における情報セキュリティ基本方針

情報管理課

交通規制課

【公安委員会】

【公 告】

- 道路の位置の指定

担当課（室）

令和7年12月5日 岡山県公報 第12759号

◎岡山県告示第五百三十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和七年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称
スロースマイル浅口

2 所在地

浅口市金光町占見新田一〇七九一一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称
株式会社健康福祉サポート

2 主たる事務所の所在地

岡山市東区西大寺浜六〇二番地七

三 指定年月日

令和七年十二月一日

四 事業所番号

三三五一六〇〇〇九七

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

令和7年12月5日 岡山県公報 第12759号

◎岡山県告示第五百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和七年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホームグランディアあじさい

2 所在地

瀬戸内市長船町服部一一四一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人誠和

2 所在地

瀬戸内市牛窓町長浜一七四五一一

三 指定年月日

令和七年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一一七八

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

令和7年12月5日 岡山県公報 第12759号

◎岡山県告示第五百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和七年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称 デイサービスセンターひろむし

2 所在地 赤磐市沢原一三九五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称 社会福祉法人広虫荘

2 所在地 赤磐市沢原一三九五

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年十一月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇〇四〇六

五 サービスの種類

通所介護

令和7年12月5日 岡山県公報 第12759号

◎岡山県告示第五百三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和七年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム長船荘

2 所在地

瀬戸内市長船町服部一一四一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人千鳥福祉会

2 所在地

岡山市南区千鳥町七一七

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年十一月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇一四七

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

令和7年12月5日 岡山県公報 第12759号

◎岡山県告示第五百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

令和七年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1	施設の名称及び所在地
1	特別養護老人ホームグラーディアあじさい 所在地
2	瀬戸内市長船町服部一一四一
1	開設者の名称及び主たる事務所の所在地
1	社会福祉法人誠和
2	所在地
	瀬戸内市牛窓町長浜一七四五一一
3	指定年月日
	令和七年十二月一日
4	介護保険事業所番号
	三三七二四〇一一七八
5	サービスの種類
	介護老人福祉施設

令和7年12月5日 岡山県公報 第12759号

◎岡山県告示第五百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十一条の規定により、次のとおり指定
介護老人福祉施設の指定の辞退があつた。

令和七年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1	施設の名称及び所在地
1	名称
2	特別養護老人ホーム長船荘
2	所在地
	瀬戸内市長船町服部一一四一
2	開設者の名称及び主たる事務所の所在地
1	名称
	社会福祉法人千鳥福祉会
2	所在地
	岡山市南区千鳥町七一七
3	辞退年月日
	令和七年十一月三十日
4	介護保険事業所番号
	三三七二四〇〇一四七
5	サービスの種類
	介護老人福祉施設

◎岡山県告示第五百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次とおり指定した。

令和七年十二月五日

指定した医療機関
名 称
イヨウ薬局矢掛店

所 在 地
小田郡矢掛町小林二九二一

担当する医療の種類
調剤

岡山県知事 伊原木 隆太
指定年月日
令和七年十二月一日

◎岡山県告示第五百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年十二月五日

指定を更新した医療機関

名 称

医療法人社団宇根本会にいつクリニック
有限会社あしだ薬局高野店
のぞみ薬局山下店
やっこ薬局
スマイル薬局きびじ店

所 在 地

浅口郡里庄町新庄二九二九一
津山市高野本郷二二五八一九
津山市山下九九一一
津山市南新座一〇四一
総社市岡谷三三九一一

担当する医療の種類

耳鼻咽喉科
調剤
調剤
調剤
調剤

更新年月日

令和七年十二月一日
令和七年十二月一日
令和七年十二月一日
令和七年十二月一日
令和七年十二月一日

岡山県知事 伊原木 隆太

◎岡山県告示第五百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年十二月五日

指定を辞退した医療機関

名 称
イヨウ薬局矢掛店
芳徳薬局入田店
サン薬局勝央店

所 在 地
小田郡矢掛町小林二九二一
美作市入田二三五一三
勝田郡勝央町黒土三六六一三一〇一

担当する医療の種類
調剤
調剤

辞退年月日
令和七年十月三十一日
令和七年十一月十日
令和七年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第五百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規
土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和七年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称
高崎土地改良区
二 地区名及び工種
地区名
丘2番川6-1
三 工種
小規模土地改良事業（かんがい排水）
認可年月日
令和七年十一月二十七日

令和7年12月5日 岡山県公報 第12759号

◎岡山県告示第五百四十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定により、海区漁場計画を定めるとともに、同法第六十四条第六項の規定により当該海区漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和七年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 海区漁場計画の内容
次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて
縦覧に供する。）
- 二 免許予定日
令和八年四月一日
- 三 申請期間
令和七年十二月五日から三〇日間

令和7年12月5日 岡山県公報 第12759号

◎岡山県告示第五百四十七号

令和八年度における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

令和七年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる下水汚泥運搬の概要

1 種類

下水汚泥（産業廃棄物）の運搬

2 積込場所

児島湖流域下水道児島湖浄化センター 倉敷市水島川崎通一丁目一八番

3 荷下場所

児島湖流域下水道児島湖浄化センター 玉野市東七区四五三番地

4 積込場所での運搬車両の稼働可能時間

午前八時三十分から午後三時三十分まで

二 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四第一項各号に掲げる者

2 県税、市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者（その延滞金が未納である者を含む。）

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第一項に規定する知事の許可（汚泥に係るもの）を受けていない者

4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けていない者

5 電子マニフェストシステムに加入していない者

6 県内に本社又は本店を有していない者

7 平成十六年度以降のいずれかの年度において、県内における下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道に係る下水汚泥（以下「下水汚泥」という。）を千トン以上運搬した実績を有していない者

8 次に掲げる者のいずれかに該当する個人又はその役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号ロに規定する役員をいう。）が次に掲げる者のいずれかに該当する法人

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。）において同じ。又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

9 (1)から(3)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

10 過去二年以内において、8又は9に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

三 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、発行後三月以内のものに限る。）

(1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する

令和7年12月5日 岡山県公報 第12759号

身分証明書

県民局長が発行する県税の納税証明書

市町村長が発行する市町村税の納税証明書

税務署長が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(6) (5) (4) (3)
申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあっては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であることにより決算を明らかにする書類を添付することができない場合は、申請時の直前三月以内における営業の事実を証する書類）
二八及び9の者に該当しない旨の誓約書
二3及び4の許可を受けていることを証する書類

電子マニフェストシステムに加入していることを証する書類

契約の締結についての権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状

下水汚泥の運搬の用に供する車両の写真及び自動車検査証の写し

(1)の申請書に記載した下水汚泥の運搬の実績を証する書類
(1)から(12)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 提出期間
令和八年一月五日（月）から同月三十日（金）までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第一号）第一条第一項に規定する県の休日をいう。六一において同じ。）を除く。

3 提出場所
岡山県備前県民局建設部建設企画課

〒700-1860四 岡山市北区弓之町六番一号
電話 ○八六一二三三一九八三八

4 提出方法

2の期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に3の場所へ持参し、又は書留郵便若しくは信書便により2の期間中（必着）に3の場所へ送付すること。

四 入札参加資格の審査事項

1 平成十六年度以降のいずれかの年度における下水汚泥の運搬の実績
2 申請時における下水汚泥の運搬の用に供する車両の保有状況及び当該車両のうち二台以上が次に掲げる要件を満たしていること。
(1) 二3の許可に係る届出をした車両であること。
(2) 積載量は九・〇トン以上、車体寸法は長さ七・八〇メートル以下、幅二・五〇メートル以下及び高さ三・一五メートル以下であること。
(3) 荷台は水密性があり、開閉可能な覆い等により飛散、流出及び悪臭の防止の措置が講じられていること。
(4) 荷下ろしの際、荷台が後方に傾斜する機能を有すること。

3 直前決算における自己資本金

4 直前決算における流動比率

5 申請時における従業員数及び運搬業務に従事することができる運転員数

6 申請時までの営業年数

7 その他知事が必要と認める事項

五 入札参加資格の有効期間
申請者に入札参加資格を付与した日からその日の属する年度の翌年度の三月末日ま

でとする。

六 資格認定通知書の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

申請者に入札参加資格を付与した日から随時交付する。ただし、県の休日を除く。

2 交付場所

三3の場所

3 交付方法

午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に直接受け取ること。
なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百五十円分の切手を貼った返信用封筒（A4サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、三3の場所へ請求すること。

七 問い合わせ先

三3の場所

令和7年12月5日 岡山県公報 第12759号

〔五三一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日号	道路の位置		道路の幅員（メートル）	道路の延長（メートル）
岡山県指令備中局 建第六四号 令和七年十一月二 十五日	浅口郡里庄町大字里見字東廻二〇 五五番四、二〇六三番八、二〇五 五番四地先道路			
六・〇二	六・〇三	五・〇二		
四六・九八		六九・五〇		

◎岡山県公安委員会規則第九号

国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月五日

岡山県公安委員会

国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規則（令和五年年岡山県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則第一条中「の規定により、公安委員会」を「及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岡山県条例第八号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき、岡山県公安委員会」に改める。

第二条第一項第一号中「岡山県公安委員会」の下に「（以下「公安委員会」という。）」を加え、同項第二号中「法令」を「法令等」に、「及び」を「、」に、「命令」を「命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他「政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するもの」という。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第二条第一項第四号中「電子署名を行う者」を「申請等をする者又は行政機関等」に改め、同項第五号中「法」を「情報通信技術活用法」に改め、「第三条第八号」の下に「及び情報通信技術活用条例第二条第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

六 処分通知等 情報通信技術活用法第三条第九号及び情報通信技術活用条例第二条

第七号に規定する処分通知等をいう。

第二条第二項中「法」を「情報通信技術活用法」に改める。

第三条の見出し中「申請」を「手続」に改め、同条中「岡山県公安委員会」を「公安委員会」に、「のうち」を「並びに情報通信技術活用法」に改め、「第三条第八号」の下に「及び情報通信技術活用条例第二条第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

六 処分通知等 情報通信技術活用法第三条第九号及び情報通信技術活用条例第二条

第七号に規定する処分通知等をいう。

第四条第一項中「法第六条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項及び情報通信技術活用条例第三条第一項」に改め、同条第二項中「法第六条第一項の規定により」を削り、「行う者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他警察本部長が必要と認める」を「行おうとする者は、当該申請等に係る」に、「又は送信し」を「申請等を行わ」に改め、同条第三項中「に規定する者は、」を「の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は」に改め、「又は送信し」を削り、同条第四項中「入力し、又は送信する」を「公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る」に改め、同項ただし書を削り、同項中第三号及び第四号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

令和7年12月5日 岡山県公報 第12759号

二 電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定を受けた者が発行した電子証明書

第四条第五項中「入力し、又は送信した」を「入力した」に、「を入力し、又は送信された」を「が入力された」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 公安委員会等は、第二項の規定により申請等を行う者が、第三項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

第五条の見出し中「署名」を「申請等に係る署名」に改め、同条中「法第六条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項及び情報通信技術活用条例第三条第四項」に、「とする」を「その他申請等を行つた者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする」に改め、ただし書を削る。

第六条中「法第六条第六項」を「情報通信技術活用法第六条第六項」に改め、同条第一号及び第二号中「等が」を「又は警察本部長が」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第四条第二項又は第三項の規定による入力が困難である場合

第六条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行つた日から一週間以内にしなければならない。

第六条の次に次の二項を加える。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第一項及び情報通信技術活用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて警察本部長が別に定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第八条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第九条 情報通信技術活用法第七条第四項及び情報通信技術活用条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行つた者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

（その他）

第十一条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十二月十五日から施行する。

（岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止）

2 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第十号）は、廃止する。

◎岡山県公安委員会規則第十号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月五日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、同条第八項中「駐車許可証」の下に「（第六項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）」を加え、同項を同条第十項とし、同項の前に次の二項を加える。

9 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄（第六項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）しなければならない。

一 駐車許可証を受けた理由がなくなつたとき。

二 駐車許可証の有効期間が経過したとき。

三 駐車許可証の再交付を受けた後において、亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

第六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 前項の規定による駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、第十項の規定による掲出を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

附 則

この規則は、令和七年十二月十五日から施行する。

令和7年12月5日 岡山県公報 第12759号

◎岡山県公安委員会告示第百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の六の規定により、岡山県公安委員会における情報セキュリティ基本方針を次のとおり定める。

令和七年十二月五日

岡山県公安委員会における情報セキュリティ基本方針

（目的）

第一条 この基本方針は、岡山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する情報の機密性、完全性及び可用性を維持するため、公安委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。（定義）

第二条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。

二 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。

三 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。

四 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。

五 警察情報システム 岡山県警察が設置する情報システムをいう。

六 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

イ 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であつてその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）

ロ 警察情報システムから出力された情報

ハ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であつて公安委員会が取り扱うもの

二 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

（管理対象情報の分類）

第三条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

（公安委員会委員の責務）

第四条 公安委員会委員は、警察情報システム及び管理対象情報を適切に取り扱わなければならない。

（情報セキュリティ対策等）

第五条 公安委員会の運営に関して、警察情報システムにより情報を取り扱う場合は、この告示に定めるもののほか、岡山県警察における情報セキュリティポリシーによるものとする。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

令和7年12月5日 岡山県公報 第12759号

◎岡山県警察告示第六十号

国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規程（令和五年岡山県警察告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月五日

岡山県警察本部長 工 藤 陽 代

題名を次のように改める。

岡山県公安委員会等に係る行政手続に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規程

第一条中「国家公安委員会の所管する法令に基づく申請」を「岡山県公安委員会等に係る行政手続」に改める。

第二条の見出し中「申請」を「手続」に改め、同条中「公安委員会等に対する申請等は、別表のとおり」を「手続等は、岡山県警察のホームページに掲載して公表するもの」に改める。

第三条の見出しを「（申請等に係る技術的基準）」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

（作成日時の記録）

第四条 規則第四条第三項の規定により申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキヤナその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

（申請者の確認措置）

第五条 規則第四条第四項に規定する公安委員会又は警察本部長が別に定める場合は、公安委員会又は警察本部長が指定する申請等ごとに、公安委員会又は警察本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会又は警察本部長が指定する措置を講ずる場合とする。

（署名等に代わる措置）

第六条 規則第五条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置は、前条に規定する措置とする。

第七条中「第六条の」を「第六条第一項の」に、「規則第六条に規定する」を「電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（处分通知等に係る技術的基準）

第八条 規則第七条第一項に規定する处分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第九条 規則第八条第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第四条第二項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。

別表を削る。

附 則

この告示は、令和七年十二月十五日から施行する。